

近代

第11章 立憲国家の成立と日清・日露戦争 4. 日露戦争後の政治と社会 (1) 桂園時代

解説

ぼしんしょうしょ
戊申詔書と国民教化

今回ノ大詔ハ(中略)極メテ宏遠優渥ナル聖旨ニシテ(中略)之カ実行ヲ期スルニ於テ、其方法固ヨリ多々アルヘシト雖トモ、主トシテ聖詔ノ奉読ヲ普及セシメサル可ラス。コハ各市町村小学校ヲ中心トシ、式日ハ勿論、其他便宜ノ時機ヲ以テ生徒ヲ始メ市町村内ノ人民ハ広く之ヲ会シ詔勅ヲ奉読シ、尚学校長若クハ市町村長ニ於テ要旨ヲ簡明ニ講演セシムルコト極メテ必要ナリ(中略)行為ノ善良ナル者又ハ治績ノ佳良ナルモノハ、詳カニ之ヲ調査シ之カ彰表・褒章ノ道ヲ講シ、以テ善行ヲ奨励スルコトヲ怠ルヘカラス(中略)其他、篤志者ノ懇談会・青年会・報徳会等を催フシ、経済矯風ニ関スル講演ヲ聞クコトモ、人心作興ノ上ニ利益スルトコロ多カラン(中略)夫レ教育ノ要、即チ明治三十年十月ノ勅語並明治四十一年十月ノ聖旨ヲ奉体シ、忠孝・勤儉・信義・誠実ノ美德ヲ養ヒ、国民ノ品性ヲ陶冶スルコト大主眼タリ(中略)諸君ハ宜ク其趣旨ヲ領得シ、各市町村ノ実況ニ応シ経営施設能ク其実行ヲ期シ、聖旨ニ報ヒ奉ル事ヲ心トシ、一層奮励セラルヘシ。

「戊申詔書ニ関スル演示」
(佐治村旧役場文書 32『郡長訓示・注意協議書類 上佐治村役場』 鳥取市蔵)

【意訳】
今回の詔書は非常に重要なものであり、この実行には、奉読の普及を中心とすべきである。小学校を中心に、式日その他の機会において広く奉読することはもちろん、校長や市町村長による内容の平易な解説が欠かせない。善行者には褒賞する手当を講じ善行が広まるようにし、その他篤行者を招く集会や経済を正しくする集会などもよい。諸君は、教育勅語にある忠孝勤儉などの美風を養って「国民の品性」を陶冶することを主眼に置き、各市町村での実施につとめ、聖旨に報いるべく奮励をせられよ。



日露戦勝後、社会主義運動への取締りの緩さを批判され退陣した西園寺公望内閣(1次)にかわって成立した桂太郎内閣(2次)は、財政再建を目指し、1908(明治41)年に戊申詔書の発布を天皇に頼み、国民が国力増強のため勤労と儉約につとめるよう画策した。

資料は、八頭郡長による戊申詔書に関する演示内容を示している。これによれば、10月13日に発布されたこの詔書について、知事が郡市長会議に際して行った演説要旨を伝えたものになっている。教育勅語や聖旨といった天皇の権威を利用しつつ、徳育の強化を学校教育に担わせ、「褒めるシステム」を機能させて勤儉・節約といった「篤行」を奨励していき、「国民の品性を陶冶」すべく各市町村の実況に応じてこの国策実行の徹底を期すことが指示されている。

この資料の作成者・作成月日は不明だが、綴じられている上佐治村役場『郡長訓示・注意協議書類』は、明治40年から42年の資料がまとめられているものである。

(担当：前田孝行)

参考資料

・鳥取県『新鳥取県史資料編 近代4 行政1』(2016年)

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。